

## 令和4年3月に海難審判所で言い渡された裁決54件が、ホームページに掲載されました(令和4年5月)

区 分	海難審判所(東京) 2件 2隻	地方海難審判所(函館3、仙台6、横浜9、神戸6、広島11、門司11、長崎3、那覇3) 52件 82隻
海難種類(件)	乗揚1、死傷等1 計2件	衝突23、乗揚14、施設等損傷4、衝突(単)3、死傷等2、転覆2、浸水2、遭難1、運航阻害1 計52件
関係船舶(隻)	貨物船1、遊漁船1 計2隻	漁船24、プレジャーボート19、貨物船15、遊漁船4、旅客船3、油送船3、押船3、作業船3、非自航船3、引船2、公用船1、その他2 (プレジャーボート:モーターボート16、水上オートバイ2、ヨット1) 計82隻
死 傷 者(人)	死亡1 計1人	死亡1、負傷24 計25人

上記のうち、海難審判所(東京)及び横浜地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① **福岡県大島北方沖合で遊漁船の釣り客が海中転落した事例**  
波浪を左舷後方から受けて航行中、遊漁船の釣り客が海中に転落して死亡した
- ② **静岡県神子元島北東方沖合で一体型プッシャーバージと漁船とが衝突した事例**  
神子元島北東方沖合で東行する一体型プッシャーバージと南下する漁船とが衝突した

海難防止への  
インフォメーション

# ① 遊漁船A(7.3ト) 釣客死亡事件

(波浪を左舷後方から受けて航行中、遊漁船の釣り客が海中に転落して死亡した)

**【海難概要】** 夜間、東寄りの波浪を左舷後方から受ける状況下、大島北方沖合において、遊漁船A(7.3ト、1人乗組、釣り客4人乗船)は、神湊漁港に向けて帰航中、右舷側に大きく横揺れすると同時に、クーラーボックスの右舷側に腰を掛けていた釣り客が海中に転落し、溺水により死亡した

## (関連情報)

- \* 往路、船長は、釣り客全員が救命胴衣を着用していることを確認し、東寄りの波浪による波しぶきをよけるため、暴露甲板右舷側のシートを下ろした(展張した)
- \* 船長は、遊漁を終え、釣り客を暴露甲板で待機させ、**往路とは逆に左舷側のシートを下ろし、釣り場を発進した**
- \* 遊漁を終えた**当該釣り客**は、暴露甲板に移動したのち、救命胴衣を脱いで釣り道具箱の中に収納し、クーラーボックスの**右舷側に船尾方を向いて腰を掛けた姿勢**で待機した
- \* 右舷側に大きく横揺れすると同時に、クーラーボックスの右舷側に腰を掛けていた**当該釣り客が身体の平衡を失い、右舷側のブルワークを超えて海中に転落した**

### 【発生日時】

平成30年10月4日  
00時13分

### 【発生場所】

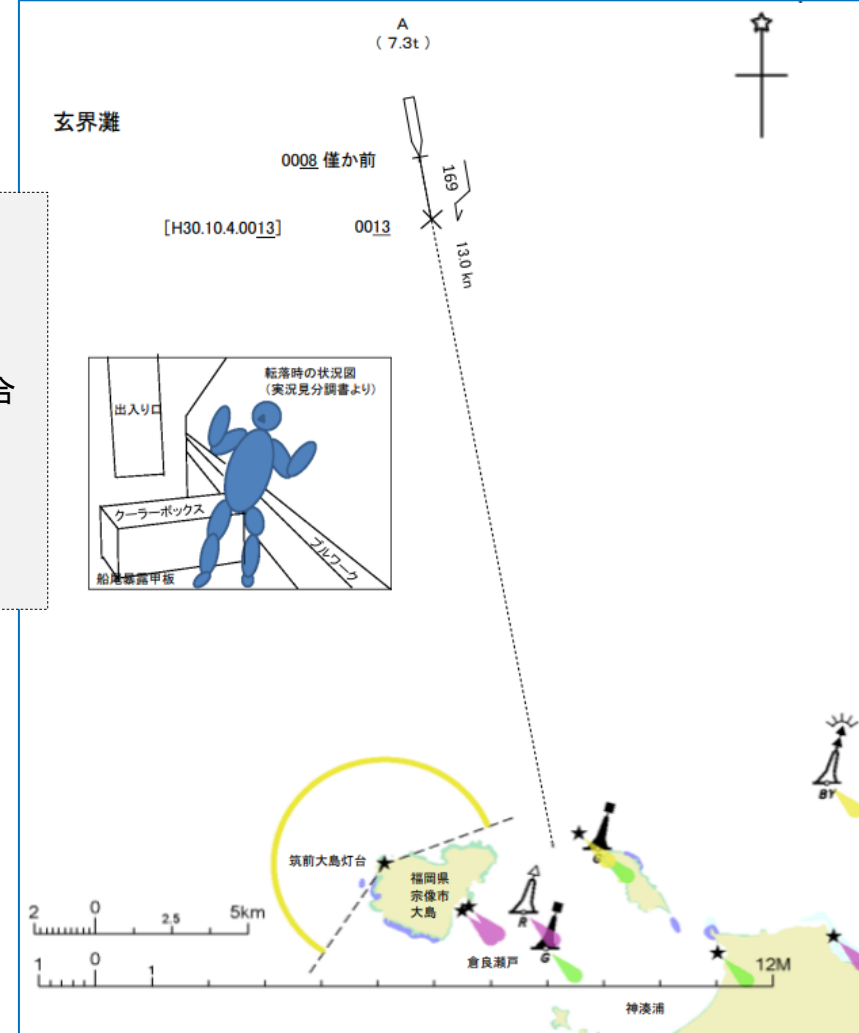
福岡県大島北方沖合

### 【死傷者】

死亡1人(釣り客)

### 【損傷等】

なし



《原因等》 夜間、東寄りの波浪を左舷後方から受ける状況下、神湊漁港へ向けて帰航する際、

A 船: **釣り客に対する安全確保の措置が不十分**で、東寄りの波浪を受けて右舷側に大きく横揺れすると同時に、当該釣り客が身体の平衡を失い、海中に転落した

船 長: 時折右舷側に大きく横揺れするのを認めた場合、釣り客を船室に移動させたり、右舷側のシートを下ろしたりするなど、**釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべきであった**

## 《背景》

船 長: 釣り客が皆ベテランなので注意するまでもないと思った

### 【受審人】

船 長: 小型船舶操縦士 → 《懲戒》 1箇月業務停止

海難防止への  
インフォメーション

## ② 一体型プッシャーバージAB(A:押船160トン B:台船9,839トン) 漁船C(9.7トン) 衝突事件

(神子元島北東方沖合で東行する一体型プッシャーバージと南下する漁船とが衝突した)

**【海難概要】** 夜間、神子元島北東方沖合において、一体型プッシャーバージAB(A:押船160トン、B:台船9,839トン、11人乗組、鋼材1,070トン積載)は、京浜港横浜区に向け東行中、漁船C(9.7トン、1人乗組)は、漁場に向け南下中、A船の左舷中央部とC船の船首部とが衝突した

**(航法の適用)** \*海上衝突予防法第15条が適用される

- ・衝突地点付近の海域には港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される
- ・互いに視野の内であり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突した
- ・両船ともに衝突を避けるために必要な動作をとる時間的、距離的余裕があったものと認められる
- ・したがって、海上衝突予防法第15条の「横切り船」の航法が適用される

**《原因等》** 夜間、神子元島北東方沖合において、

C 船:見張り不十分で、前路を左方に横切るAB船の進路を避けなかった  
 AB船:動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった

C船長:接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべきであった  
 A二等航海士:C船を認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべきであった

【受審人】

(C船) 船長:小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止  
 (A船) 二等航海士:三級海技士(航海) → 戒告

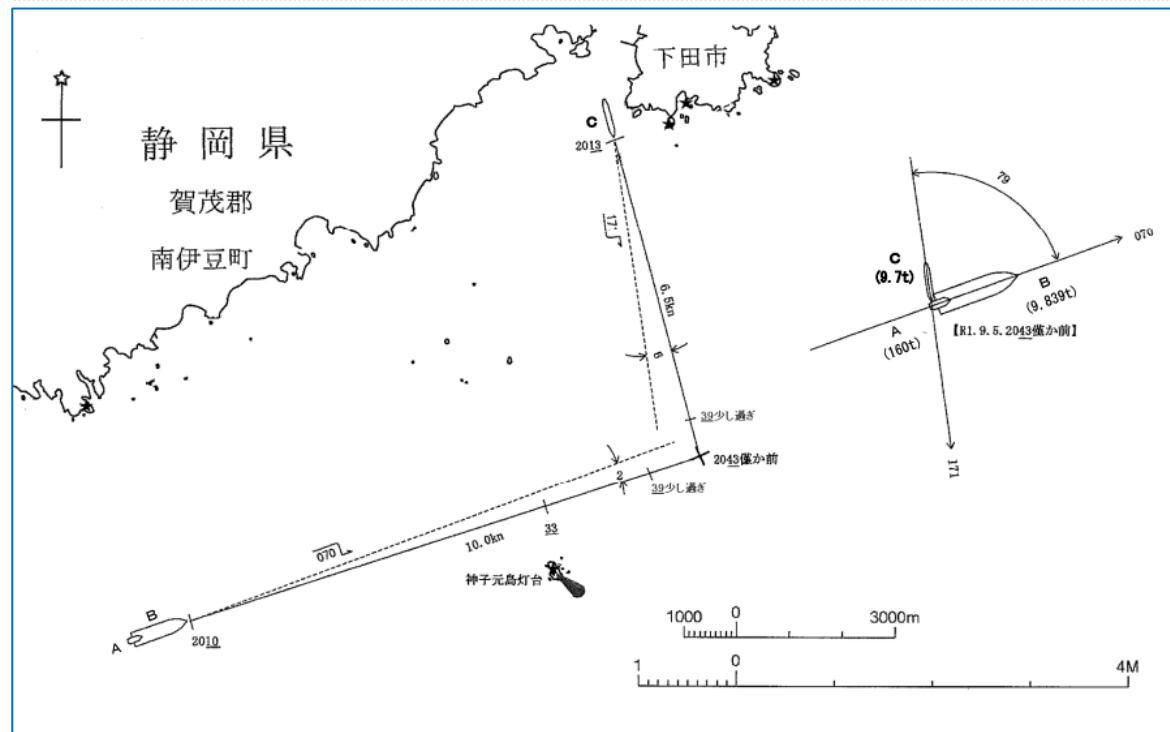
《懲戒》

**【発生日時】** 令和元年9月5日 20時43分僅か前

**【発生場所】** 静岡県神子元島北東方沖合

**【死傷者】** なし

**【損傷等】** A船:左舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷等 C船:船首部に圧壊など



### 《背景》

C船長:作業開始前に前方を一瞥したとき、前路に航行の支障となる船舶を認めなかったことから、まだしばらくは餌を付ける作業を続けても支障ないと思っていた

A二等航海士:C船が避航船なので、いずれ自船の進路を避けてくれると思っていた